

雇 用 こうち 2017

労働市場月報(1月分)

平成29年3月号 No. 584



四万十町 下呉地

〈今月の記事〉

- | | |
|--|--|
| ・ 1月雇用動向 1～10 | ・ 「第2回高知県働き方改革推進会議」 |
| ・ 「平成28年度労働者派遣及び
業務請負事業所セミナー」を開催 11 | を開催しました ... 13～14 |
| ・ 「平成28年度 地域就職面接会」を開催 12 | ・ 「労働時間の適正な把握のために使用者が
講ずべき措置に関するガイドライン」 ... 15～16 |

高知労働局職業安定部

(高知労働局ホームページ <http://kochi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>)

最近の雇用失業情勢（平成29年1月）

【ポイント】

- 雇用失業情勢は、改善の動きは落ち着いている
- 有効求人倍率は1.15倍で、前月を0.02ポイント下回り、前年同月を0.10ポイント上回った
- 新規求人数は、前年同月比で6か月連続で増加した
- 新規求職者数は、前年同月比で2か月連続で減少した

1 有効求人倍率

- 県内の有効求人倍率（季節調整値）は1.15倍で、前月を0.02ポイント下回った。
- 正社員有効求人倍率（原数値／パートを除く常用）は0.68倍で前年同月を0.08ポイント上回り、22か月連続で前年同月を上回った。
- パート有効求人倍率（原数値）は1.61倍で、前年同月を0.02ポイント上回り、前月より0.03ポイント下回った。
- 安定所別の有効求人倍率（原数値）は、高知所1.39倍、須崎所1.16倍、四万十所0.83倍、安芸所1.12倍、いの所0.75倍となり、全所において前年同月を上回った。

2 求人の動き（原数値）

- 新規求人数は、6,258人で前年同月比27人0.4%増加し、6か月連続で前年同月を上回った。
新規求人数を産業別に前年同月と比較すると、主な産業では、建設業（4.6%）、運輸業、郵便業（14.7%）、金融業、保険業（62.9%）、学術研究、専門・技術サービス業（45.7%）、生活関連サービス業、娯楽業（20.3%）、教育、学習支援業（5.9%）、サービス業（8.1%）で増加し、農、林、漁業（13.3%）、製造業（21.6%）、卸売業、小売業（3.4%）、宿泊業、飲食サービス業（3.7%）、医療、福祉（0.3%）で減少となった。公務、その他は横ばい。
- パート新規求人は、2,497人で前年同月比50人2.0%減少、新規求人全体の39.9%を占めている。
- 有効求人数は、15,227人で前年同月比707人4.9%増加、22か月連続で前年同月を上回った。
- 正社員有効求人数は5,834人で前年同月比343人6.2%増加。有効求人全数に占める割合は38.3%で、前年同月を0.5ポイント上回り前月を0.3ポイント上回った。

3 求職の動き（原数値）

- 新規求職者数は、3,649人で前年同月比169人4.4%減少し、前年同月を2か月連続で下回った。
うちパート求職者は、984人で前年同月比18人1.8%減少し、新規求職者全体の27.0%を占めている。
新規常用求職者数（パートを含む）3,603人について態様別に前年同月比でみると、在職中の者は1,172人1.9%減少、離職者は2,068人3.5%減少、無業者は363人9.7%減少となった。また、離職者の内訳をみると、事業主都合離職者は、576人5.9%減少、自己都合離職者は1,397人2.7%減少となった。
- 有効求職者数は、12,474人で前年同月比598人4.6%減少、47か月連続で前年同月を下回った。
- 正社員有効求職者数（パートを除く常用）は、8,607人で前年同月比554人6.0%減少。有効求職全数に占める割合は69.0%で前年同月を1.1ポイント下回り前月を0.1ポイント上回った。

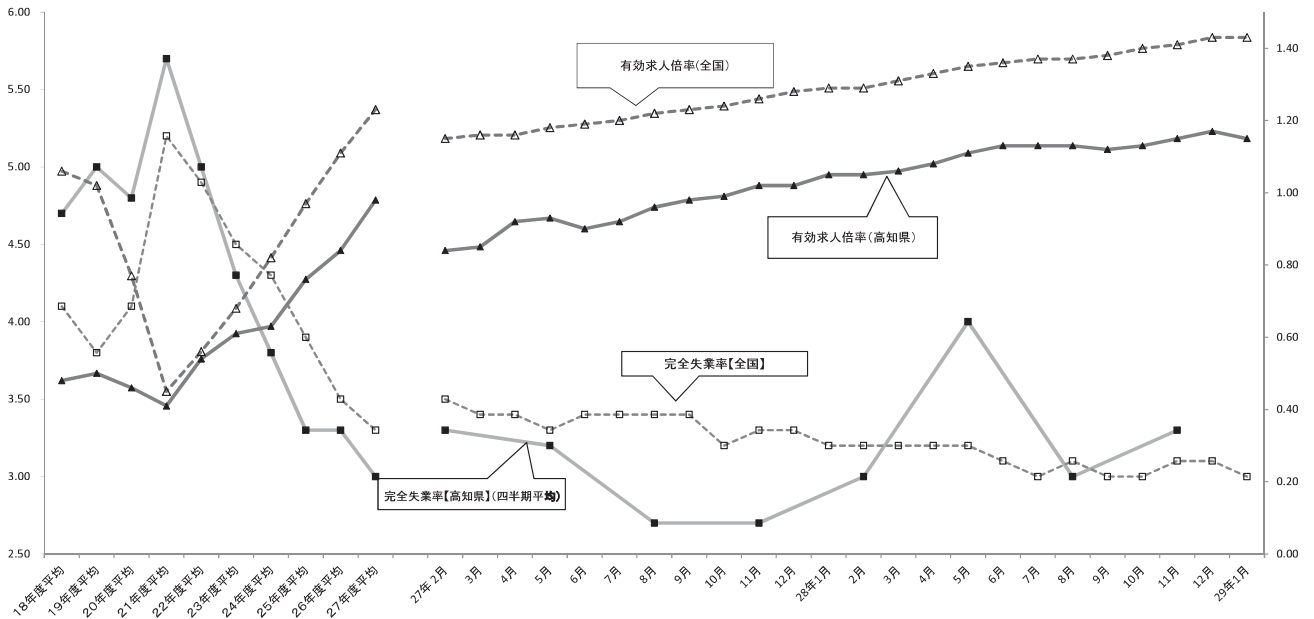
4 就職の状況

- 就職件数は、1,010件で前年同月比31件3.2%増加となり、5か月ぶりに前年同月を上回った。
就職率は27.7%となり、前年同月を2.1ポイント上回った。
就職件数のうちパートは、311件で前年同月比32件9.3%減少し、就職件数全体の30.8%を占めている。
正社員就職件数は、430件で前年同月比48件12.6%増加し、就職件数全体の42.6%を占めている。

高知県有効求人倍率・完全失業率の推移(季節調整値)

完全失業率(%)

有効求人倍率(倍)

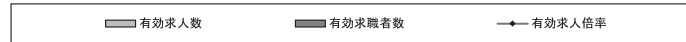


	18年度平均	19年度平均	20年度平均	21年度平均	22年度平均	23年度平均	24年度平均	25年度平均	26年度平均	27年度平均	27年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	28年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	29年1月	
有効求人倍率(高知県)	0.48	0.50	0.46	0.41	0.54	0.61	0.63	0.76	0.84	0.98	0.84	0.85	0.92	0.93	0.90	0.92	0.96	0.98	0.99	1.02	1.02	1.05	1.05	1.06	1.08	1.11	1.13	1.13	1.13	1.12	1.13	1.15	1.17	1.15	
有効求人倍率(全国)	1.06	1.02	0.77	0.45	0.56	0.68	0.82	0.97	1.11	1.23	1.15	1.16	1.16	1.18	1.19	1.20	1.22	1.23	1.24	1.26	1.28	1.29	1.29	1.31	1.33	1.35	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.41	1.43	1.43	
完全失業率(高知県)*	4.7	5.0	4.8	5.7	5.0	4.3	3.8	3.3	3.3	3.0	3.3			3.2			2.7			2.7				3.0		4.0			3.0			3.3			
完全失業率(全国)*	4.1	3.8	4.1	5.2	4.9	4.5	4.3	3.9	3.5	3.3	3.5	3.4	3.4	3.3	3.4	3.4	3.4	3.4	3.2	3.3	3.3	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	3.0	3.1	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1	3.0

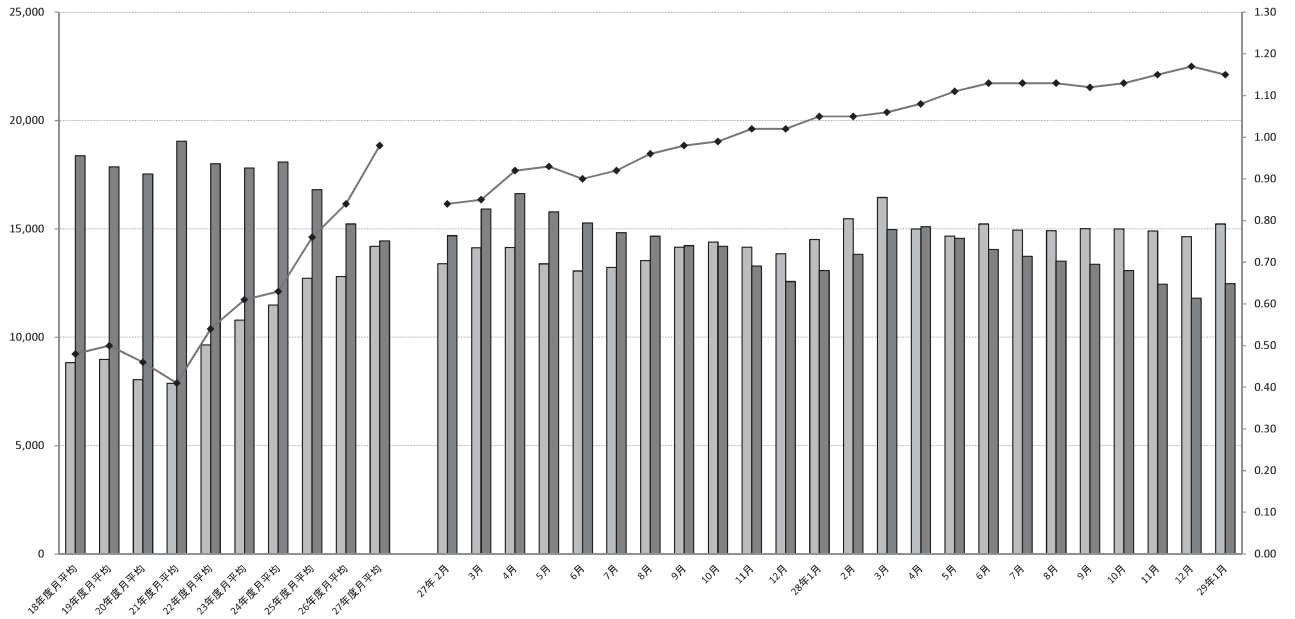
※ 有効求人倍率の年度平均は原数値で、各月は季節調整値(センサ局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による)。なお、平成28年12月以前の季節調整値は、新季節指数により改訂済み。
 ※ 完全失業率(全国)の年度平均は原数値で、各月は季節調整値。各月の完全失業率は平成28年12月以前の数値は新季節指数により改訂済み。
 * 完全失業率(高知県)の年度平均は年平均の原数値で、各月は四半期平均の原数値。(完全失業率資料出処:総務省統計局労働力調査モデル推計値)

高知県有効求人倍率(季節調整値)・有効求人数・有効求職者数(原数値)の推移

有効求人・求職者数(人)



有効求人倍率(倍)



	18年度月平均	19年度月平均	20年度月平均	21年度月平均	22年度月平均	23年度月平均	24年度月平均	25年度月平均	26年度月平均	27年度月平均	27年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	28年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	29年1月
有効求人数	8,834	8,971	8,045	7,877	9,647	10,794	11,484	12,729	12,807	14,196	13,396	14,130	14,145	13,385	13,058	13,219	13,540	14,157	14,395	14,150	13,852	14,520	15,471	16,455	14,999	14,672	15,223	14,940	14,926	15,012	14,999	14,805	14,641	15,227
有効求職者数	18,375	17,861	17,538	19,045	18,004	17,815	18,092	16,804	15,225	14,445	14,687	15,918	16,629	15,794	15,269	14,830	14,683	14,232	14,197	13,286	12,569	13,072	13,830	14,963	15,105	14,560	14,059	13,739	13,521	13,373	13,080	12,454	11,796	12,474

※ 有効求人倍率の年度平均は原数値で、各月は季節調整値(センサ局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による)。なお、平成28年12月以前の季節調整値は、新季節指数により改訂済み。

職 業 紹 介 状 況

項目 年度・月		A 新規求職申込件数			B 月間有効求職者数			C 新規求人数		D 月間有効求人数	
		常 用	45歳以上		常 用	45歳以上		常 用		常 用	
平成25年度		48,672	47,637	18,088	201,647	199,406	85,465	60,469	52,777	152,748	136,826
26		44,837	43,767	17,367	182,701	180,487	79,679	59,662	52,116	153,683	137,932
27		43,073	42,142	17,127	173,334	171,423	76,443	65,380	56,648	170,347	150,854
平成28年1月		3,818	3,741	1,398	13,072	12,889	5,634	6,231	5,288	14,520	12,732
2		3,891	3,879	1,507	13,830	13,730	5,870	6,006	4,986	15,471	13,271
3		4,115	4,080	1,657	14,963	14,901	6,393	6,420	5,651	16,455	14,358
4		4,531	4,494	1,992	15,105	15,017	6,729	5,564	4,942	14,999	13,356
5		3,288	3,254	1,321	14,560	14,468	6,539	5,375	4,730	14,672	13,184
6		3,127	3,039	1,273	14,059	13,916	6,415	6,051	5,289	15,223	13,629
7		3,206	2,906	1,429	13,739	13,324	6,368	5,334	4,701	14,940	13,303
8		3,157	3,049	1,284	13,521	13,173	6,229	5,414	4,773	14,926	13,317
9		3,273	3,187	1,317	13,373	13,160	6,091	5,866	4,894	15,012	13,111
10		2,955	2,925	1,206	13,080	12,951	5,974	5,757	4,911	14,999	13,145
11		2,789	2,766	1,073	12,454	12,387	5,560	5,259	4,398	14,905	12,919
12		2,485	2,376	975	11,796	11,651	5,216	5,391	4,603	14,641	12,695
平成29年1月		3,649	3,603	1,444	12,474	12,305	5,420	6,258	5,358	15,227	13,262
増減比(%)	前 月	46.8	51.6	48.1	5.7	5.6	3.9	16.1	16.4	4.0	4.5
	前年同月	▲ 4.4	▲ 3.7	3.3	▲ 4.6	▲ 4.5	▲ 3.8	0.4	1.3	4.9	4.2
安 定 所 別	高 知	2,357	2,350	920	8,076	8,047	3,393	4,748	4,065	11,210	9,700
	須 崎	227	222	96	905	897	452	419	392	1,048	960
	四 万 十	383	350	165	1,372	1,247	657	418	341	1,138	966
	安 芸	199	198	81	647	644	312	267	239	723	667
	い の	483	483	182	1,474	1,470	606	406	321	1,108	969

(注) 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、求人倍率(季節調整値)の平成28年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

(学卒を除きパートタイムを含む)

E 就 職 件 数					就職率 (%)	求 人 倍 率 (実 数)		求 人 倍 率 (季節調整値)	
	常 用	県 外	45歳以上	(保) 受 給 者	E/A×100	新規C/A	有効D/B	新 規	有 効
17,180	14,345	1,115	5,471	3,825	35.3	1.24	0.76	—	—
15,892	13,347	976	5,338	3,530	35.4	1.33	0.84	—	—
15,480	12,813	1,011	5,501	3,635	35.9	1.52	0.98	—	—
979	753	60	363	237	25.6	1.63	1.11	1.65	1.05
1,214	968	110	406	277	31.2	1.54	1.12	1.59	1.05
2,006	1,574	99	794	354	48.7	1.56	1.10	1.61	1.06
1,558	1,358	112	550	319	34.4	1.23	0.99	1.68	1.08
1,197	1,004	82	435	303	36.4	1.63	1.01	1.82	1.11
1,306	1,106	104	462	331	41.8	1.94	1.08	1.79	1.13
1,133	958	105	428	292	35.3	1.66	1.09	1.62	1.13
1,088	944	74	419	304	34.5	1.71	1.10	1.70	1.13
1,140	951	68	396	295	34.8	1.79	1.12	1.74	1.12
1,186	973	84	439	325	40.1	1.95	1.15	1.79	1.13
1,053	864	77	408	283	37.8	1.89	1.20	1.76	1.15
984	758	64	368	213	39.6	2.17	1.24	1.82	1.17
1,010	802	52	385	263	27.7	1.71	1.22	1.80	1.15
2.6	5.8	▲ 18.8	4.6	23.5	▲ 11.9 (ポイント)	▲ 0.46 (ポイント)	▲ 0.02 (ポイント)	▲ 0.02 (ポイント)	▲ 0.02 (ポイント)
3.2	6.5	▲ 13.3	6.1	11.0	2.1 (ポイント)	0.08 (ポイント)	0.11 (ポイント)	0.15 (ポイント)	0.10 (ポイント)
668	529	32	258	177	28.3	2.01	1.39	※	※
69	60	3	24	20	30.4	1.85	1.16	※	※
101	79	9	40	27	26.4	1.09	0.83	※	※
54	41	3	24	11	27.1	1.34	1.12	※	※
118	93	5	39	28	24.4	0.84	0.75	※	※

産業別・規模別新規求人状況

産 業		総 数				
		29年1月	28年1月	前年同月比(%)	パートタイム	
					29年1月	28年1月
A, B	農 業 , 林 業 , 漁 業 (01~04)	117	135	▲ 13.3	39	68
C	鉱 業 , 採 石 , 砂 利 採 取 業 (05)	2	0		0	0
D	建 設 業 (06~08)	457	437	4.6	19	17
	06 総 合 工 事 業	261	251	4.0	5	8
E	製 造 業 (09~32)	415	529	▲ 21.6	72	129
	09 食 料 品 製 造 業	110	153	▲ 28.1	50	70
	10 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	10	10	0.0	1	0
	11 織 維 工 業	23	23	0.0	4	7
	12 木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	27	33	▲ 18.2	0	0
	13 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	7	6	16.7	1	0
	14 パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	49	48	2.1	3	8
	15 印 刷 ・ 同 関 連 業	10	12	▲ 16.7	1	2
	16 化 学 工 業	2	0		0	0
	17 石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	0	0		0	0
	18 プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業	16	20	▲ 20.0	0	5
	19 ゴ ム 製 品 製 造 業	0	0		0	0
	21 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	11	15	▲ 26.7	0	0
	22 鉄 鋼 業	16	10	60.0	0	1
	23 非 鉄 金 属 製 造 業	0	0		0	0
	24 金 属 製 品 製 造 業	25	19	31.6	1	0
	25 は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	29	34	▲ 14.7	1	0
	26 生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	31	42	▲ 26.2	3	0
	27 業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	6	62	▲ 90.3	2	30
	28 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	5	3	66.7	1	3
	29 電 気 機 械 器 具 製 造 業	8	11	▲ 27.3	0	0
	30 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	0	0		0	0
	31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	19	19	0.0	1	2
	20, 32 そ の 他 の 製 造 業	11	9	22.2	3	1
F	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 (33~36)	6	4	50.0	1	0
G	情 報 通 信 業 (37~41)	81	66	22.7	24	20
	39 情 報 サ ー ビ ス 業	42	26	61.5	16	14
H	運 輸 業 , 郵 便 業 (42~49)	226	197	14.7	49	59
I	卸 売 業 , 小 売 業 (50~61)	1,547	1,602	▲ 3.4	1,072	1,121
	50~55 卸 売 業	232	254	▲ 8.7	102	119
	56~61 小 売 業	1,315	346	280.1	970	0
J	金 融 業 , 保 険 業 (62~67)	57	35	62.9	24	12
K	不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業 (68~70)	39	46	▲ 15.2	15	21
L	学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業 (71~74)	185	127	45.7	68	28
M	宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業 (75~77)	491	510	▲ 3.7	275	287
	75 宿 泊 業	208	148	40.5	108	68
	76 飲 食 店	244	321	▲ 24.0	157	207
N	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業 (78~80)	267	222	20.3	105	55
O	教 育 , 学 習 支 援 業 (81, 82)	126	119	5.9	40	55
P	医 療 , 福 祉 (83~85)	1,359	1,363	▲ 0.3	428	379
	83 医 療 業	609	627	▲ 2.9	153	154
	85 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業	750	736	1.9	275	225
Q	複 合 サ ー ビ ス 事 業 (86, 87)	72	65	10.8	24	25
R	サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の) (88~96)	492	455	8.1	133	140
S, T	公 務 , そ の 他 (97, 98, 99)	319	319	0.0	109	131
合 計		6,258	6,231	0.4	2,497	2,547
事業所規模別	29人以下	4,009	4,094	▲ 2.1	1,773	1,921
	30~99人	1,385	1,277	8.5	468	385
	100~299人	701	684	2.5	204	202
	300~499人	56	73	▲ 23.3	21	15
	500~999人	61	77	▲ 20.8	15	18
	1,000人以上	46	26	76.9	16	6

(注) 平成19年11月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分による。

求人・求職・就職バランスシート(パートを含む常用)

29年1月

職業	求人倍率 (倍)	有効求人 (人)	有効求職(人)			就職件数(人)		
			合計	男	女	合計	男	女
職業計	1.08	13,262	12,305	5,271	7,025	802	317	485
管理的職業	2.58	49	19	15	4	7	4	3
専門的・技術的職業	1.67	2,498	1,493	413	1,079	132	31	101
建築・土木技術者等	7.84	494	63	58	5	5	5	0
医師、薬剤師等	7.00	126	18	4	14	2	0	2
保健師、助産師、看護師等	1.60	724	453	15	438	54	2	52
社会福祉の専門的職業	1.48	499	337	57	280	34	11	23
事務的職業	0.39	1,141	2,947	510	2,435	134	16	118
一般事務員	0.27	728	2,716	415	2,299	108	13	95
会計事務員	1.32	119	90	27	63	8	0	8
販売の職業	2.28	2,167	951	449	502	73	37	36
サービスの職業	2.19	3,780	1,727	530	1,195	198	50	148
介護サービスの職業	1.71	1,259	737	232	505	101	31	70
保健医療サービス	2.03	185	91	12	79	14	2	12
生活衛生サービス	2.61	167	64	8	55	9	0	9
飲食物調理の職業	1.79	747	418	162	256	49	8	41
接客・給仕の職業	2.96	874	295	76	218	16	6	10
保安の職業	6.44	290	45	42	3	8	7	1
農林漁業の職業	0.91	187	205	161	44	28	16	12
生産工程の職業	1.55	1,132	731	520	209	73	46	27
金属材料製造等	1.63	202	124	120	4	10	10	0
製品製造・加工処理	2.14	632	296	150	145	48	21	27
機械組立の職業	0.72	90	125	97	28	7	7	0
機械整備・修理の職業	1.48	102	69	68	1	2	2	0
生産関連・生産類似	0.71	61	86	62	23	3	3	0
輸送・機械運転の職業	1.66	485	293	285	8	33	30	3
定置・建設機械運転	1.27	47	37	35	2	2	2	0
建設・採掘の職業	1.76	598	340	333	7	28	28	0
建設躯体工事の職業	3.26	75	23	22	1	2	2	0
建設の職業	2.16	132	61	58	3	8	8	0
電気工事の職業	1.10	79	72	72	0	1	1	0
土木の職業	1.70	312	183	180	3	17	17	0
運搬・清掃等の職業	0.28	935	3,385	1,914	1,470	88	52	36
運搬の職業	0.87	303	347	296	51	33	29	4
清掃の職業	1.04	338	326	153	172	23	8	15
その他の運搬等の職業	0.09	248	2,701	1,462	1,239	23	14	9
分類不能の職業	0.00	0	169	99	69	0	0	0

(注) 求職申込書における「性別」欄の記入が任意のため、男女別の合計は全体の値と必ずしも一致しない。

(注) 平成24年4月から職業分類を改定。

正社員の職業紹介状況（パートタイムを除く常用）

項目 年度・月		常用	正社員	常用	正社員	正社員	正社員	正社員	正社員
		フルタイム 新規求職者数	新規求人数	フルタイム 有効求職者数	有効求人数	就職件数	充足数	有効求人 倍率	充足率
平成25年度		35,796	20,879	148,745	55,966	5,903	5,801	0.38	27.8
26		32,392	21,121	131,545	57,287	5,778	5,697	0.44	27.0
27		30,779	22,575	122,778	61,522	5,735	5,532	0.50	24.5
平成28年1月		2,745	2,362	9,161	5,491	382	384	0.60	16.3
2		2,863	2,006	9,815	5,556	503	483	0.57	24.1
3		3,012	1,903	10,698	5,653	573	566	0.53	29.7
4		3,198	1,763	10,680	5,053	493	472	0.47	26.8
5		2,312	2,039	10,237	5,130	436	435	0.50	21.3
6		2,193	1,953	9,776	5,344	523	487	0.55	24.9
7		2,103	1,913	9,398	5,343	462	433	0.57	22.6
8		2,162	1,959	9,219	5,332	429	415	0.58	21.2
9		2,218	1,975	9,121	5,421	448	451	0.59	22.8
10		2,082	2,013	8,947	5,519	437	435	0.62	21.6
11		2,011	2,006	8,588	5,601	391	382	0.65	19.0
12		1,710	1,961	8,125	5,563	395	384	0.68	19.6
平成29年1月		2,621	2,316	8,607	5,834	430	416	0.68	18.0
増減比(%)	前月	53.3	18.1	5.9	4.9	8.9	8.3	0.00 (ポイント)	▲ 0.6 (ポイント)
	前年比	▲ 4.5	▲ 1.9	▲ 6.0	6.2	12.6	8.3	0.08 (ポイント)	1.7 (ポイント)
安定所別	高知	1,722	1,768	5,643	4,358	301	322	0.77	18.2
	須崎	157	174	590	416	23	21	0.71	12.1
	四万十	257	141	904	370	37	29	0.41	20.6
	安芸	138	78	453	228	13	9	0.50	11.5
	いの	347	155	1,017	462	56	35	0.45	22.6

(注) 正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数

充足率＝正社員充足数／正社員新規求人数×100

なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望するものも含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

求人・求職・就職バランスシート（正社員）

29年 1月

職業	求人倍率 (倍)	有効求人 (人)	有効求職 (人)			就職件数 (人)		
			合計	男	女	合計	男	女
職業計	0.68	5,834	8,607	4,416	4,186	430	210	220
管理的職業	1.84	35	19	15	4	2	1	1
専門的・技術的職業	1.49	1,652	1,107	371	736	83	18	65
建築・土木技術者等	8.02	473	59	54	5	5	5	0
医師、薬剤師等	7.25	87	12	4	8	1	0	1
保健師、助産師、看護師等	1.57	487	310	13	297	40	2	38
社会福祉の専門的職業	0.94	213	226	48	178	17	6	11
事務的職業	0.23	495	2,180	440	1,738	74	12	62
一般事務員	0.16	328	2,002	362	1,638	65	10	55
会計事務員	0.76	58	76	25	51	5	0	5
販売の職業	0.85	563	661	411	250	36	27	9
サービスの職業	1.03	1,214	1,181	458	722	99	41	58
介護サービスの職業	0.91	517	567	216	351	64	26	38
保健医療サービス	1.71	111	65	9	56	6	1	5
生活衛生サービス	2.29	94	41	5	36	3	0	3
飲食物調理の職業	0.80	202	251	129	122	13	6	7
接客・給仕の職業	1.44	254	177	66	110	7	5	2
保安の職業	3.94	130	33	31	2	4	4	0
農林漁業の職業	0.35	57	163	141	22	11	9	2
生産工程の職業	0.98	587	597	486	110	46	35	11
金属材料製造等	1.27	152	120	116	4	10	10	0
製品製造・加工処理	1.05	216	205	135	70	24	13	11
機械組立の職業	0.38	41	108	92	16	5	5	0
機械整備・修理の職業	1.57	99	63	62	1	2	2	0
生産関連・生産類似	0.77	56	73	58	14	2	2	0
輸送・機械運転の職業	1.40	346	247	242	5	21	18	3
定置・建設機械運転	1.24	42	34	32	2	2	2	0
建設・採掘の職業	1.62	513	317	312	5	25	25	0
建設躯体工事の職業	3.17	73	23	22	1	2	2	0
建設の職業	2.31	125	54	51	3	8	8	0
電気工事の職業	0.97	66	68	68	0	1	1	0
土木の職業	1.46	249	171	170	1	14	14	0
運搬・清掃等の職業	0.12	242	2,022	1,450	572	29	20	9
運搬の職業	0.50	141	284	258	26	13	13	0
清掃の職業	0.40	66	167	112	55	6	3	3
その他の運搬等の職業	0.02	29	1,565	1,078	487	5	4	1
分類不能の職業	0.00	0	80	59	20	0	0	0

(注) 求職申込書における「性別」欄の記入が任意のため、男女別の合計は全体の値と必ずしも一致しない。

(注) 平成24年4月から職業分類を改定。

パートタイムの状況

項目 年度・月		新規求職 申込件数	新規求人数	月間有効 求職者数 (A)	月間有効 求人数 (B)	就職件数	有効求人 倍率(実数) (B)／(A)
		平成25年度	11,893	25,141	50,820	63,634	5,008
26	11,432	24,540	49,135	62,973	4,807	1.28	
27	11,412	27,690	48,842	71,651	4,894	1.47	
平成28年1月	1,002	2,547	3,742	5,942	343	1.59	
2	1,018	2,487	3,929	6,463	378	1.64	
3	1,074	2,935	4,221	7,101	726	1.68	
4	1,300	2,568	4,356	6,686	526	1.53	
5	948	2,219	4,251	6,573	407	1.55	
6	850	2,859	4,161	6,825	431	1.64	
7	805	2,294	3,947	6,649	366	1.68	
8	892	2,245	3,973	6,548	332	1.65	
9	972	2,518	4,057	6,417	358	1.58	
10	846	2,470	4,018	6,157	384	1.53	
11	763	2,078	3,817	6,057	359	1.59	
12	670	2,064	3,547	5,829	295	1.64	
平成29年1月	984	2,497	3,715	5,996	311	1.61	
増減比 (%)	前月	46.9	21.0	4.7	2.9	5.4	▲ 0.03 (ポイント)
	前年比	▲ 1.8	▲ 2.0	▲ 0.7	0.9	▲ 9.3	0.02 (ポイント)
安定所別	高知	630	1,962	2,418	4,518	212	1.87
	須崎	65	123	307	348	30	1.13
	四万十	93	159	345	453	31	1.31
	安芸	60	102	191	283	14	1.48
	いの	136	151	454	394	24	0.87

雇 用 保 険 の 状 況

項目 年度・月	適用 事業所 数	被保険 者 数 (A)	資 格 取得者 数	資 格 喪失者 数	う ち 事業主 都合 離職数	一 般			高 齢 受給者 数	特 例 受給者 数	基 本 受給率 B/(A+B) ×100 (%)	日 雇 受給者 実人員	
						受 給 決 定 数	基 本						
							初 回 受給者	受給者 実人員 (B)					
平成23年度	13,615	187,298	41,572	39,594	3,850	13,111	11,477	4,353	71	77	2.3	167	
24	13,615	187,596	40,900	40,764	3,905	12,883	11,224	4,333	85	80	2.3	155	
25	13,630	188,660	41,094	39,467	3,321	11,840	10,203	3,912	97	77	2.0	154	
26	13,668	190,308	40,449	39,164	3,045	10,848	9,121	3,418	108	76	1.8	152	
27	13,695	192,027	40,143	37,519	2,764	10,523	8,753	3,249	112	68	1.7	151	
平成28年1月	13,697	192,305	2,148	3,203	203	839	521	2,848	102	94	1.5	150	
2	13,726	192,356	2,618	2,570	206	683	659	2,772	84	60	1.4	149	
3	13,738	191,980	2,669	3,020	288	795	589	2,739	86	2	1.4	150	
4	13,750	191,007	6,711	7,667	584	1,823	1,024	2,953	237	24	1.5	146	
5	13,765	193,103	4,543	2,423	159	1,000	1,013	3,174	181	34	1.6	144	
6	13,778	193,532	2,932	2,467	216	785	660	3,262	114	28	1.7	146	
7	13,777	193,227	2,667	3,020	185	736	766	3,355	96	154	1.7	149	
8	13,792	192,807	2,477	2,887	124	776	737	3,453	83	212	1.8	155	
9	13,715	192,985	2,871	2,670	140	736	605	3,170	88	138	1.6	149	
10	13,725	192,833	2,850	3,004	158	762	550	2,900	71	47	1.5	144	
11	13,747	193,645	2,582	1,940	112	653	641	2,816	66	23	1.4	143	
12	13,758	193,823	2,256	2,022	166	599	540	2,637	54	10	1.3	137	
平成29年1月	13,775	193,605	2,849	3,149	176	836 (3)	573 (1)	2,673 (6)	85	103	1.4	137	
増減比 %	前 月	0.1	▲ 0.1	26.3	55.7	6.0	39.6	6.1	1.4	57.4	930.0	0.1	0.0
	前年同月	0.6	0.7	32.6	▲ 1.7	▲ 13.3	▲ 0.4	10.0	▲ 6.1	▲ 16.7	9.6	▲ 0.1	▲ 8.7
安 定 所 別	高 知	8,747	140,165	1,949	2,399	135	532	356	1,656	49	3	1.2	96
	須 崎	1,456	15,699	175	184	5	56	52	274	12	5	1.7	0
	四 万 十	1,632	15,908	261	228	25	91	64	317	9	91	2.0	0
	安 芸	861	8,341	196	149	8	73	43	191	2	0	2.2	0
	い の	1,079	13,492	268	189	3	81	57	229	13	4	1.7	41

(注) 年度の適用事業所数・被保険者数・受給者実人員・受給者数は月平均。

(注) 日雇受給者実人員は、同一人が複数安定所で受給が可能のため安定所計と必ずしも一致しない。

(注) () 内は船員保険で内数。当月分のみ記載。

「平成28年度労働者派遣及び 業務請負事業所セミナー」を開催

平成20年秋の金融不況による世界的な経済情勢の悪化に伴う国内の景気後退時には、派遣労働者をはじめとする多くの非正規労働者が職を失い、社会的にも労働者派遣・請負等の問題に対する関心が高まったところです。

このような中、平成24年10月、平成27年9月には労働者派遣法の改正が行われたところですが、派遣・請負等に関しては、依然として法制度の理解不足もみられ、適正な事業運営を行っているとはいえないケースや就業条件の確保が図られていない事業所も見受けられます。

このため、高知労働局では、平成29年2月17日（金）に「ちより街テラス」で、労働者派遣元事業所・派遣先事業所、業務請負・発注事業所、関係団体、行政機関を対象として、労働者派遣・業務請負に係る基本的な事柄のほか、派遣労働者の労務管理上重要な労働基準法・労働安全衛生法・男女雇用機会均等法や非正規雇用労働者の正社員転換、若者雇用促進法等の理解を一層深めていただくこと等を目的とした「労働者派遣及び業務請負事業所セミナー」を開催いたしました。

セミナーメニュー

- ①労働者派遣・業務請負の適正な運営について（高知労働局 職業安定課）
- ②キャリアアップ助成金について（高知労働局 職業対策課）
- ③労働基準法上の留意点について（高知労働局 監督課）
- ④労働安全衛生法上の留意点について（高知労働局 健康安全課）
- ⑤男女雇用機会均等法関係（高知労働局 雇用環境・均等室）
- ⑥高知産業保健総合支援センター事業について（高知産業保健総合支援センター）

セミナーには、派遣元事業所・請負受託者77事業所94名、派遣先事業所・請負発注者等61事業所75名【計138事業所、169名】の参加があり、渡辺職業安定部長のあいさつの後、職業安定部、労働基準部、雇用環境・均等室の各担当より関係法令等について説明を行いました。



（セミナーのようす）

「平成28年度 地域就職面接会」を開催

高知県の29年1月の有効求人倍率は1.15倍となり、前月より0.02ポイント下回りましたが、過去最高値（28年12月の1.17倍）に次ぐ記録となりました。

全国平均の1.43倍とはまだまだ差が開いておりますが、高知県の雇用失業情勢は改善の動きは落ち着いています。

このような中で、平成29年3月新規学校卒業予定者を含む求職者の就職支援のため、今年度は、高知市と四万十町の2地域で「地域就職面接会」を実施しました。

高知市会場は、高知県地域共同就職支援センター、高知労働局、ハローワーク高知・香美・いの主催のもと、高知県、公益社団法人高知県シルバー人材センター連合会の共催により、四万十町会場は、四万十町主催のもとハローワーク須崎、四万十町商工会共催により「地域就職面接会」を開催しました。

高知市会場では、参加いただいた企業との個別面接のほか、各機関による相談コーナー（公益社団法人高知県シルバー人材センター連合会・ジョブカフェこうち・高知／中村高等技術学校）においても熱心な相談等が行われました。



(高知市会場のようす)

開催結果

「こうち就職フェア2017」

平成29年2月15日（水）

会場 高知市文化プラザかるぼーと

・参加企業数：46社 ・参加者数：100名

「四万十町就職面接会」

平成29年2月12日（日）

会場 四万十町農村環境改善センター

・参加企業数：21社 ・参加者数：21名

高知労働局発表
平成29年2月20日

【担当】
雇用環境・均等室
室長 松原 大
雇用環境改善・均等推進監理官 矢野 毅
電話 :088-885-6041
FAX :088-885-6042

「第2回高知県働き方改革推進会議」を開催しました

～「魅力ある職場づくり」を推進し持続的な企業成長の好循環実現を目指して！～

高知労働局（局長 園田 智幸）は、平成29年2月9日に高知労働局、四国経済産業局、高知県、労使団体、四国銀行、高知銀行の代表者が一堂に会して「第2回高知県働き方改革推進会議」を開催しました。

同会議では、参加構成員が連携して「魅力ある職場づくり」を推進し持続的な企業成長の好循環実現を目指すことを確認した上で、会議の最後に別添1のとおり確認事項を取りまとめました。

1 開催日時

平成29年2月9日(木) 午後3時00分～午後5時00分

2 開催場所

高知共済会館 3階大ホール
高知市本町5丁目3-20 電話 088-823-3211

3 出席機関・団体

高知県経営者協会、高知県商工会議所連合会、高知県商工会連合会、高知県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会高知県連合会、四国銀行、高知銀行、四国経済産業局、高知県、高知労働局

4 会議内容

- (1) 「高知県働き方改革推進会議設置要綱」の改正について
- (2) 「高知県における魅力ある職場づくり推進」に向けた取組状況について
- (3) 経済産業省における関連施策について
- (4) 金融機関から見た高知の企業状況及び生産性向上の方策について
- (5) 「高知県働き方改革推進会議における確認事項(案)」について
- (6) 高知県における魅力ある職場づくり推進に関する意見交換について

5 添付資料

- 別添1 高知県働き方改革推進会議における確認事項
別添2 高知県働き方改革推進会議設置要綱

高知県働き方改革推進会議における確認事項

高知県では、全国に先行して少子・高齢化、人口減少社会が進んでおり、これに歯止めをかけ活力ある社会を築いてゆくことが必要である。また、最近は雇用情勢が好転し、人手不足の状況となり、人材の確保が課題となっている。これらの課題解決のためには「仕事と生活の調和を図ることができる、魅力ある職場づくり」を推進する必要がある。昨年 1 月に開催した第 1 回高知県働き方改革推進会議において、国、県、労使団体がそれぞれの立場で働き方改革推進の気運の醸成に取り組むという意識を共有したことを受けて、各構成員は、同会議における議論や高知県産業振興計画も踏まえつつ、若者、女性、高齢者、障害者、非正規労働者をはじめとする県内労働者の労働環境や処遇の改善等に向けて取り組んできたところである。

高知県働き方改革推進会議構成員は引き続き、高知県のポジティブ力を発揮し、互いに協力し、生産性の向上を図ることによって、高知県における「魅力ある職場づくり」を推進し持続的な企業成長の好循環を実現する。

特に以下の目標の達成に向けて国及び県が中心となって取組を進め、各構成員は会報やホームページにおいて広報に協力するほか、自ら創意工夫した取組を行うなど国や県の取組を積極的に支援することとする。

また、これら目標達成に向けた取組の進捗状況等を踏まえ、毎年本推進会議で課題や情報共有を図りつつ、必要な取組について議論することとする。

1 「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2016 改訂版」(平成 28 年 12 月 22 日閣議決定)を踏まえ、高知県内の週労働時間 60 時間以上の雇用者割合を 5%以下にする(平成 32 年まで)。

2 高知県正社員転換・待遇改善実現プラン(平成 28 年 3 月 15 日高知労働局策定)を踏まえ、正社員求人数 110,000 人以上、正社員就職・正社員転換数 30,000 人以上を実現する(平成 32 年度まで)。

3 第 4 次男女共同参画基本計画(平成 27 年 12 月 25 日閣議決定)を踏まえ、高知県内の民間企業課長相当職に占める女性の割合を 17%以上にする(平成 32 年まで)。

平成 29 年 2 月 9 日

高知県働き方改革推進会議

*別添 2 設置要綱は紙面の都合により掲載を省略しています。

【労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン】

(平成29年1月20日付け基発0120第3号 別添)

労働基準法上、使用者には労働時間の管理を適切に行う責務があります。

今般、厚生労働省では、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき具体的措置等を明らかにした「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を新たに定めました。

このガイドラインを遵守し、労働時間の適正把握の徹底をお願いいたします。

1 趣旨

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有している。

しかしながら、現状をみると、労働時間の把握に係る自己申告制（労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの。以下同じ。）の不適正な運用等に伴い、同法に違反する過重な長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に管理していない状況もみられるところである。

このため、本ガイドラインでは、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにする。

2 適用の範囲

本ガイドラインの対象事業場は、労働基準法のうち労働時間に係る規定が適用される全ての事業場であること。

また、本ガイドラインに基づき使用者（使用者から労働時間を管理する権限の委譲を受けた者を含む。以下同じ。）が労働時間の適正な把握を行うべき対象労働者は、労働基準法第41条に定める者及びみなし労働時間制が適用される労働者（事業場外労働を行う者にあつては、みなし労働時間制が適用される時間に限る。）を除く全ての者であること。

なお、本ガイドラインが適用されない労働者についても、健康確保を図る必要があることから、使用者において適正な労働時間管理を行う責務があること。

3 労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。そのため、次のアからウのような時間は、労働時間として扱わなければならないこと。

ただし、これら以外の時間についても、使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間については労働時間として取り扱うこと。

なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものであること。

ア 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間
イ 使用者の指示があつた場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）

ウ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

4 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

(1) 始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。

(2) 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。

- ア 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。
- イ タイムカード、ＩＣカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

(3) 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

上記(2)の方法によることなく、自己申告制によりこれを行わざるを得ない場合、使用者は次の措置を講ずること。

ア 自己申告制の対象となる労働者に対して、本ガイドラインを踏まえ、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。

イ 実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、本ガイドラインに従い講ずべき措置について十分な説明を行うこと。

ウ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

特に、入退場記録やパソコンの使用時間の記録など、事業場内にいた時間の分かるデータを有している場合に、労働者からの自己申告により把握した労働時間と当該データで分かった事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときには、実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

エ 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているかについて確認すること。

その際、休憩や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため労働時間ではないと報告されていても、実際には、使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下に置かれていたと認められる時間については、労働時間として扱わなければならないこと。

オ 自己申告制は、労働者による適正な申告を前提として成り立つものである。このため、使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設け、上限を超える申告を認めない等、労働者による労働時間の適正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと。

また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。

さらに、労働基準法の定める法定労働時間や時間外労働に関する労使協定（いわゆる36協定）により延長することができる時間数を遵守することは当然であるが、実際には延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、実際に労働時間を管理する者や労働者等において、慣習的に行われていないかについても確認すること。

(4) 賃金台帳の適正な調製

使用者は、労働基準法第108条及び同法施行規則第54条により、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと。

また、賃金台帳にこれらの事項を記入していない場合や、故意に賃金台帳に虚偽の労働時間数を記入した場合は、同法第120条に基づき、30万円以下の罰金に処されること。

(5) 労働時間の記録に関する書類の保存

使用者は、労働者名簿、賃金台帳のみならず、出勤簿やタイムカード等の労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第109条に基づき、3年間保存しなければならないこと。

(6) 労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。

(7) 労働時間等設定改善委員会等の活用

使用者は、事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。

用語の説明

- 一 般＝「パートタイム」以外のものをいう。なお、雇用期間の定めにより「常用」「臨時・季節」に分けられる。
- 常 用＝雇用契約において、雇用期間の定めがない、または、4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。
- パートタイム＝「パートタイム」とは、1日、1週間又は1ヶ月の所定労働時間が当該事業所において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比し相当程度短いものをいう。
 なお、「パートタイム」は雇用期間の定めにより、「常用的パートタイム」、「臨時的パートタイム」及び「日雇パートタイム」に分けられる。
- 新規求職申込件数＝期間中に自安定所で新たに受付けた求職申し込みの件数をいう。
- 月間有効求職者数＝「前月から繰越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。
- 就 職 件 数＝自安定所の有効求職者が、自安定所の紹介あっせんにより就職したことを確認した件数をいう。
- ⑨受給者の就職件数＝受給資格決定後、基本手当の支給を終了するまでの間に安定所の紹介により就職した基本手当受給資格者の就職件数をいう。
- 求 人 倍 率＝求職者1人当たり、求人がどれだけあるかをみるもので、次の式で計算される。
- $$\text{新規求人倍率} = \frac{\text{新規求人数}}{\text{新規求職者数}} \quad \text{有効求人倍率} = \frac{\text{有効求人数}}{\text{有効求職者数}}$$
- 新 規 求 人 数＝期間中に新たに受けた求人数（採用予定人員）をいう。
- 月間有効求人数＝「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- 受 給 者 実 人 員＝失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう。
- 季 節 調 整 値＝1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値である。
 （労働関係の季節調整は、厚生労働省においてセンサス局法Ⅱ（X-12）を使用している。）

高知労働局職業安定部のご案内

〒780-8548 高知市南金田1-39

職業安定課	電話 (088) 885-6051	FAX (088) 885-6064
職業対策課	電話 (088) 885-6052	FAX (088) 885-6064
地方訓練受講者支援室	電話 (088) 888-6600	FAX (088) 885-6064

ハローワーク（公共職業安定所）のご案内

- ハローワーク高知 〒781-8560 高知市大津乙2536-6
 電話 (088) 878-5320 FAX (088) 878-5341
- 附属機関 〒780-0822 高知市はりまや町1-5-1 デンテツターミナルビル4F
 ハローワークジョブセンターはりまや（高知県地域共同就職支援センター）
 - ・職業紹介コーナー 電話 (088) 884-8105 FAX (088) 885-1480
 - ・高知わかものハローワーク “ “
 - ・就職支援コーナー 電話 (088) 885-5835 FAX (088) 885-5836
 - ・U・Iターン相談コーナー 電話 (088) 882-0845
- 附属機関 〒780-0841 高知市帯屋町2-1-35 片岡ビル3F
 高知新卒応援ハローワーク（若者相談コーナー）
 電話 (088) 802-2076 FAX (088) 802-2076
- 香美出張所 〒782-0033 香美市土佐山田町旭町1-4-10
 電話 (0887) 53-4171 FAX (0887) 53-2291
- ハローワーク須崎 〒785-0012 須崎市西糺町4-3
 電話 (0889) 42-2566 FAX (0889) 42-2569
- ハローワーク四万十 〒787-0012 四万十市右山五月町3-12
 電話 (0880) 34-1155 FAX (0880) 34-4996
- ハローワーク安芸 〒784-0001 安芸市矢の丸4-4-4
 電話 (0887) 34-2111 FAX (0887) 35-3474
- ハローワークいの 〒781-2120 吾川郡いの町枝川1943-1
 電話 (088) 893-1225 FAX (088) 893-1226